

平成24年 6月11日（月曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君		8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君		9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島 利	美 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本 昌	博 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田 勇	人 君		12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口 正	己 君		13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井 良	信 君		14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道 正	博 君		15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総務部税務課長	若 林	優 治 君
教 育 長	西 尾 雄	次 君		まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木 和	彦 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本 昌	明 君
まちづくり政策部長	中 西 昭	夫 君		町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	川 口 克	則 君		町民福祉部 健康推進課長	下 村 利	郎 君
都市整備部長	長 丸 一	平 君		町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸 信	也 君		町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲	司 君
消 防 長	津 幡	博 君		都市整備部 産業振興課長	喜 多 哲	司 君
町民福祉部 担当部長	北	雅 夫 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎	一 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田 吉	弘 君		都市整備部 上下水道課長	長 田	学 君
会計管理者 兼会計課長	重 原	正 君		教育委員会 学校教育課長	北 川 真	由美 君
総 務 部 長	島 田 睦	郎 君		教育委員会 生涯学習課長	岩 上 涼	一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 田 中 義 勝 君

○議事日程（第1号）

平成24年6月11日 午後1時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町一般会計補正予算(第6号)〕

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)〕

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算(第4号)〕

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)〕

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)〕

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第4号)〕

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第1号)〕

議案第42号 平成24年度内灘町一般会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第44号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第45号 内灘町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第46号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第47号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について

- 議案第48号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第49号 事務の相互委託に関する規約の変更について
報告第1号 平成23年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 内灘町土地開発公社の経営状況について
報告第4号 財団法人内灘町公共施設等管理公社の経営状況について
報告第5号 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について
報告第6号 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について
提案理由の説明



○事務局長【向貴代治君】 本会議の開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る5月11日に開催されました石川県町村議会議長会定期総会の席上において、夷藤満内灘町議会議長が全国町村議会議長会特別表彰を受賞されましたことをご報告申し上げます。

このたびの受賞のご功績と栄誉を顕彰するため、本議場におきまして表彰状をご披露し、これより川口副議長から伝達をしていただきます。

それでは、夷藤議長、中央へお進みください。

川口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長【川口正己君】

表彰状

石川県町村議会議長会会長 夷藤 満 殿
あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日

全国町村議会議長会 会長 高橋 正
代読でございます。

おめでとうございます。（拍手）

○副議長【川口正己君】 このたび受賞の栄に浴されました夷藤議長には、石川県町村議会議長会会長としてのご労苦に対し、改めて

敬意を表し、感謝を申し上げます。

今後とも自治振興、町勢発展のため、なお一層のご尽力をご期待申し上げたいと存じます。

まことにおめでとうございました。（拍手）

○事務局長【向貴代治君】 以上で伝達式を終わります。

夷藤議長には、議長席にお着きください。



○開会・開議

午後0時58分開会

○議長【夷藤満君】 皆さん、ご苦労さまでございます。

今ほどはどうもありがとうございました。

それでは、少し時間前ではございますが、これより会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



○会議録署名議員の指名

○議長【夷藤満君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番太田臣宣議員、2番中島利美議員を指名いたします。



○会期の決定

尽力を賜りました。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に留意をされ、今後ますますご活躍されますようご祈念を申し上げます。

去る5月20日、第3回恋人の聖地・内灘ロマンチックウオークを開催いたしました。当日は天候に恵まれ、約600人の参加者が広大な日本海や緑まぶしい河北潟干拓地の眺望をめながらウオーキングを楽しまれました。

当日、スタート、ゴール地点となりました内灘町役場では、金沢医科大学の医師の方々による健康相談「ふれあい健康フェア」も開催をされました。さらに、ことしは林帯遊歩道を舞台に催される芸術文化の祭典「アカシアロマンチック祭」も同日開催し、12キロコースの参加者は林帯遊歩道で満開となったニセアカシアのもと、文化の催しも満喫されました。

今後もこのような産学官民連携の地域力を生かし、町の特徴を生かしたイベントによる魅力発信を町の活性化につなげてまいります。

開会にあたり、町政運営に関する私の所信の一端についてご説明をし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災より、きょうで1年3カ月が経過いたしました。私は、震災による福島第一原発事故で大きな被害を受けた福島県飯舘村をこの2月に視察をしてまいりましたが、その飯舘村長、菅野典雄氏を講師にお招きし、去る4月14日、町民ホールにおきまして内灘町防災講演会を開催いたしました。村の大半が原発30キロメートル圏外にありながら、放射線量が高いため、全域が計画的避難区域に指定され、全村民約6,000人が避難生活を余儀なくされている飯舘村では、これまで地産地消や心の豊かさを目指す生き方の、丁寧に、心を込めて、大切にという意味の方言「まदैライフ」をモットーに掲げ、自立したユニークな村づくりを進められておられました。

菅野村長は講演の中で、放射能災害では、村に「帰りたい」「帰らない」と意見も異なり、人々が結束できず、心が分断される点が特徴だと指摘をされました。

さらに、村民一人一人の復興に寄り添うことが重要だと話されました。これまでの快適さ、豊かさを求める「足し算の考え方」から決別し、「引き算の考え方」に転換するため、今回の大震災は、試練を与えてくれたのではないかと話されました。

飯舘村を含め避難区域に指定されている自治体の一日も早い復興と、一人でも多くの方がふるさとに戻ることを切にお祈りいたします。

このような状況を見るにつれ、町民の皆様の安心安全を守る立場から、志賀原子力発電所の災害等による緊急時における安全確保などに関する安全協定の締結に向け、北陸電力株式会社と協議を進めていくとともに、UPZ、いわゆる緊急時防護措置を準備する30キロメートル圏内の範囲拡大を求め、引き続き国及び県に要望を行ってまいります。

大規模災害発生時における避難所開設から撤収までの内灘町独自の運営マニュアルを作成をいたしました。現在、町内すべての自主防災組織に、この「内灘町避難所運営マニュアル」を配布し、災害発生直後、避難所運営体制を迅速に確立運営できるよう、その地区に見合った避難所運営を検討していただきます。

さらに、この避難所運営マニュアルを各地区の防災訓練での経験や成果などを踏まえ、より実効性のあるマニュアルとなるよう、各地区の自主防災組織ごとに継続的な見直しを進めていただきます。

今後も、私たちは震災の脅威を忘れることなく、町民の皆様と改めて防災に関する理解を深め、地域の絆を強くし、ともに内灘町を災害に強いまちにすることを目指していく決意であります。

内灘町は、金沢市のベッドタウンとして土地区画整理事業を初め住宅開発を進め、今日の文化都市を形成してきました。広大な砂丘地上に宅地が造成され、上下水道の完備、都市公園が整備されるなど、都市インフラ整備によって飛躍的な人口増加を見ました。

これに加えて、町では1町会に1公民館施設を配備し、常勤の公民館主事を配置した地域コミュニティを拠点としたまちづくりを進めてきました。このことにより、各地域では独自の自治会活動や公民館事業が繰り広げられ、社会教育活動や世代間の交流が盛んになるなど地域の一体感が醸成されてきました。

一方で、宅地造成時に一挙に同年代が移り住んできたことによる世代間人口の偏りという社会現象も生じてきています。少子・高齢化という全国的な流れもありますが、内灘町の平成24年4月の65歳以上の高齢化率は20.1%、5年後の高齢化率は26%にも迫ることが予想され、このことにより、高齢者の孤立化、買い物難民、無縁社会化、地域力の低下など新たな課題が浮き彫りとなっています。

今、内灘町は将来にわたってさびないまちづくりを進めるために、プラチナ社会構想の考えに立って研究を進めているところであります。

この取り組みの中で、生涯学習をテーマに高齢化、住民自治、多世代交流など、新たな社会に対応したまちづくりのあり方を検討するため、東京大学大学院教育学研究科との3カ年にわたる共同研究を今年度より開始いたします。この共同研究は、子供から大人、高齢者まで、住民の間での相互承認関係をつくることを目指すとき、公民館を核とした地域コミュニティがどのような役割を果たすことができるのか、その可能性とあるべき姿を探るものであります。

各地域の中で安心して年を重ねることができ、地域できちんと生活することができ、地域に好きなもの、やりたいことがある、すな

わち地域で十全に生きることができる社会の構築を目的とするものであります。

3カ年にわたるこの共同研究成果をもとに、住民参画と住民との協働による1町会1公民館を基盤としたまちづくりの「内灘モデル」実現を目指してまいりたいと思います。

内灘町に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学と一連の教育施設が町内にあることは、町の発展に極めて重要であり、町の貴重な教育財産であります。町としましてもこれら教育機関と連携し、これからの時代に求められる人材の育成を支援していかなければならないと考えております。

先日、石川県立内灘高等学校の福島校長と高校の今後についてお話をした中で、将来を担う大切な内灘高校の子供たちが、内灘町内で働けるような人材として育てていきたいという強い気持ちをお聞かせいただきました。

そのためにも、将来的には新たな専門科目の創設を目指し、その前段階として放課後を利用した課外講座「福祉体験学習」を実施されるとのことでした。この活動を通じて、内灘高校に通学する生徒が地域との交流を深めながら、みずから進学や就職に必要な基本的な知識や技術を体験、学習することは大変重要であります。協働と参画を目指す内灘町といたしましては、今後とも内灘高校や関係機関とともに協議連携しながら支援をしていく所存であります。

それでは、ただいまから提出議案の説明を申し上げます。

議案第32号から議案第37号までの6件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月30日専決処分した平成23年度補正予算について、議会の承認を求めるとのことであります。

議案第38号及び議案第39号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日専決処分した条例の一部改正で、議会の承認を求めるとのことであります。

議案第38号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税における公的年金のみの者が寡婦等控除を受ける場合の申告方法、東日本大震災における被災居住用財産の譲渡期限延長の特例、及び固定資産税や都市計画法における土地等課税特例の延長など、所要の改正であります。

議案第39号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災における被災居住用財産の譲渡期限延長の特例に関する所要の改正であります。

議案第40号及び**議案第41号**につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月28日専決処分した平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、議会の承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、平成23年度における国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計が歳入不足となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、不足財源を平成24年度予算から繰り上げ充用するものであります。

議案第42号 平成24年度内灘町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,322万9,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ78億9,522万9,000円とするものであります。

補正の主な内容としまして、民生費では、児童手当法の改正により、児童手当等の支給に伴うシステム改修経費を計上いたしました。また、民設民営により鶴ヶ丘保育所、鶴ヶ丘東保育所を統合した新保育園を建設いたしますが、既存の鶴ヶ丘保育所を解体撤去する費用及び仮園舎として、旧鶴ヶ丘乳児保育園を使用するための経費を計上いたしました。

消防費では、町の安心安全の拠点である消

防庁舎建設に係る基礎的な調査業務委託料を計上し、建設事業の進捗を図ります。教育費では、東京大学大学院教育学研究科との共同研究を行うため研究事業負担金を計上いたしました。

議案第43号 平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、ヘルスアップ事業における健康診査等委託料増額による所要の補正であります。

議案第44号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、外国人登録法の廃止に伴い住民基本台帳法の一部が改正され、外国人登録に関する規定が削除されることから、関係する5つの条例の条文を整備する改正です。

議案第45号 内灘町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の一部改正に伴い引用条項を整備する改正です。

議案第46号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、向栗崎2丁目地内に新たな公園を整備したことに伴い、都市公園に追加する改正です。

議案第47号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の貯蔵の取り扱い規定を追加する改正です。

議案第48号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、外国人登録法の廃止に伴い住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、当該規約における外国人登録に関する規定を削除する改正です。

議案第49号 事務の相互委託に関する規約の変更につきましては、外国人登録法の廃止に伴い住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、広域窓口サービスにおける外国人登録に関する規定を削除する改正です。

次に、報告に関するものであります。

報告第1号及び**第2号**につきましては、平成

23年度内灘町一般会計及び内灘町公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を作成し、報告するものであります。

報告第3号 内灘町土地開発公社の経営状況について、**報告第4号** 財団法人内灘町公共施設等管理公社の経営状況について、**報告第5号** 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について、**報告第6号** 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について、以上4件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として、平成23年度におけるそれぞれの事業報告及び決算並びに平成24年度事業計画及び予算を報告するものであります。

以上が、今回提案いたしました議案及び報告についての提案理由並びにその概要であります。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明は終わりました。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明12日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明12日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は13日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。